

※【重要】必ずお読みください※

2015年10月7日

北米及びメキシコに引越荷物を送られるお客様へ

日本通運株式会社
海外引越事業支店

「情報公開法」に基づくお客様情報（データ）の公開について

北米に貨物を輸送する際には発送国において、船や航空機に貨物を積載する前に、アメリカ合衆国税関・国境警備局（以下米国税関）に対して貨物情報および荷送人・荷受人情報を送信し、税関の確認を得ることが全ての輸送会社に義務付けられております。また、貨物が北米及びメキシコに到着後の通関の際、貨物情報及び荷送人・荷受人情報を税関に申告する必要があります。

この手続きはお客様の引越荷物の輸送においても要求されるもので、弊社はお客様から取得した船積情報の内、税関が必要とする情報（お客様の氏名、日米両地のご住所、お荷物情報など）を税関へ送信・申告いたします。

一方、米国及びメキシコにおいては税関を含む全ての公的機関は「情報公開法」という法律により、各公的機関が所持する情報を民間からの要請に基づいて開示することが義務付けられております。この制度を利用し、米国及びメキシコにて輸出入された貨物及び荷受人情報を、税関から合法的に入手し、公開（ウェブ、各種データ媒体などにて）する業者が存在いたします。弊社が税関へ送信・申告したお客様の情報が、これらの業者から公開される可能性がございますが、米国及びメキシコにおいては合法となりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。弊社から当該業者へお客様の情報を開示することは一切ございません。

かかる事情を何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上